

仕 様 書

- 1 名 称 淀川区はたちのつどい事業にかかる警備業務委託（その２）
- 2 履行場所 大阪ガーデンパレスの敷地及び周辺道路
（大阪市淀川区西宮原１－３－３５）
- 3 履行日時 令和８年１月１１日（日）１０時～１６時
（式典は１回目：１０時３０分開場・１１時００分～１２時００分、
２回目：１３時３０分開場・１４時００分～１５時００分を予定）
- 4 業務内容 ①会場敷地及び周辺道路における交通整理や参加者等の誘導を含む警備全般
②その他「淀川区はたちのつどい」を円滑に実施するため必要な警備
- 5 警備員数 ７人（休憩・交代要員含む）
- 6 適用範囲
 - （１） この仕様書に規定する事項は、受託者がその責任において履行するものとする。
 - （２） この業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及びこの仕様書に基づく本市担当職員の指示によるものとする。
 - （３） 受託者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、委託者の監督職員と協議するものとする。
- 7 派遣する警備員について
 - （１） 警備員の選考にあたっては、業務を遂行する能力を有する者で、警備業法に規定する教育を受け、実務経験を有する職員とする。ただし、交通誘導警備業務検定級保持者を含むこと。
 - （２） 業務の実施にあたっては、あらかじめ本市に警備員名簿（受託者作成様式）を提出すること。
 - （３） 警備員を変更したときは、更新した名簿を速やかに本市に提出すること。
 - （４） 受託者は、警備責任者を選任し、連絡体制一覧表（受託者作成様式）を提出し、本市の承認を得ること。また、連絡体制を万全にし、警備責任者には必ず連絡ができるようにしておくこと。
 - （５） 警備責任者は、警備業務を現場で総括するにふさわしい経験等を有する者を配置することとし、変更のあるときについても同様とする。
 - （６） 警備員は、勤務中、警備業法により所轄の公安委員会に届け出た制服及び周辺の交通整理や参加者の誘導等に適した装備を着用すること。
 - （７） 警備員は、勤務中に知り得た秘密並びに個人情報等を第三者に漏らしてはならない。なお、退職後も同様とする。
 - （８） 本市へ届け出た警備員であっても、その後本市が不適格と判断したときは、速やかに他の者と交代させなければならない。

8 警備員の勤務について

警備は、「5 警備員数」に定められた人数の警備員を配置し実施すること。また、その配置については、契約後の打合せの際に提示する警備員人員配置図のとおりとすること。

警備責任者は、大阪ガーデンパレスの敷地及び周辺道路に勤務し、本市担当職員の指示を受け、警備員に伝達し、指揮監督すること。なお、次の場合は、人数の配置場所を変更することができる。

- (1) 警備場所の保安等を確保する特別な事情があると認めて、人数の配置場所の変更を本市が指示したとき。
- (2) 警備責任者が、特別な事情があると認めて、本市の許可（緊急の場合は除く）を得て、人数の配置場所の変更をしたとき。

ただし、上記(1)(2)の変更は、別途書面（受託者作成様式）をもって（緊急の場合は後日早急に）行うものとする。

9 業務終了時の報告について

警備責任者は、業務終了後7日以内に「10 提出書類」で定める提出書類等を作成し、記名捺印のうえ本市に提出するとともに、口頭で警備状況を詳細に報告すること。

10 提出書類

- (1) 警備状況報告書（受託者作成様式）
- (2) 警備員名簿（受託者作成様式）
- (3) 事故報告書及び現場写真（受託者作成様式）

※事故発生時には、速やかに提出すること

- (4) 拾得物取扱簿（受託者作成様式）

※拾得物の届出があったときは、拾得物取扱簿にて報告すること

11 その他

- (1) 受託者は、警備業法を遵守し、常に警備員の資質の向上に努め、さまざまな人権問題について正しい認識を持って、業務を遂行すること
- (2) 業務の実施にあたっては、事前に本市担当者と打ち合わせを行い、指示に従うこと
- (3) 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しない
- (4) 別紙「暴力団等の排除に関する特記事項」及び「職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書」の規定を遵守すること
- (5) 受託者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

12 担当 淀川区役所市民協働課

担当者：今川・山口

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を(3)及び(4)に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（不適正な契約事案の再発防止対策）

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに淀川区役所総務課（コンプライアンス担当：06-6308-9625）に報告しなければならない。

（発注者：大阪市 受注者：事業者）

障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和 7 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

令和7年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和 年 月 日

淀川区長 様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり実施しましたので報告します。

記

1 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)